

令和8年度採用 福岡市自立支援給付審査・指導員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間

令和8年2月10日（火）～令和8年2月27日（金）【必着】

2 募集内容

職名	自立支援給付審査・指導員
採用予定人数	2人
職務の概要	<p>主に自立支援給付（障がい福祉サービス等の介護給付費等）の審査に関する業務</p> <p>（1）報酬請求に係るエラーや警告等に対応する処理</p> <p>（2）報酬審査支払機関や障がい福祉サービス事業所等からの問い合わせ等への対応</p> <p>（3）上記のほか、所属長が特に必要と認めて指示する業務</p>
勤務地	福岡市福祉局障がい者部障がい施設福祉課 (福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所12階)
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、4回を上限とした公募によるない再採用を行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。</p>
受験資格	<p>1 次の（1）（①又は②）から（4）をすべて満たす人</p> <p>（1）①障がい福祉サービス及び介護サービスに係る報酬請求又は審査事務に3年以上従事した経験がある人</p> <p>②医療事務技能審査試験又は診療報酬請求事務能力認定試験のいずれかに合格した人又は同等の資格を有する人であって、診療報酬の審査や請求等の実務経験が1年以上ある人</p> <p>※現在、上記事務等に従事している人については、令和8年3月31日までの勤務予定で年数を計算</p> <p>（2）基本的なパソコン操作（ワード・エクセル・電子メール）ができる人</p> <p>（3）令和8年4月1日から勤務できる人</p> <p>（4）任用期間を通して勤務できる人</p> <p>2 次のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>（2）福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>（3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p>

	<p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3　日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人</p>
--	---

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

【第一次選考 申込書による書類選考】

- (1) 第一次選考の結果は、令和8年3月2日(月)以降に申込者全員に郵送で通知します。
合格者には、第二次選考（面接試験）の受験通知も併せて送付します。

【第二次選考 面接試験】

- (1) 第一次選考合格者を対象とし、15～20分程度の面接試験を行います。
- (2) 日時：令和8年3月9日（月）～令和8年3月10日（火）
場所：福岡市役所内（福岡市中央区天神一丁目8番1号）
9時00分から17時30分のうち15～20分程度
※集合場所・日時等の詳細は、個別に第一次選考合格者にお知らせします。

【合格発表（最終）】

令和8年3月13日（金）

※合格発表は、14時に福岡市役所12階福祉局障がい施設福祉課前及び福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者2名及び補欠合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする自立支援給付審査・指導員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に、成績上位の人から順に登載されます。
- (2) 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (3) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）
勤務時間・休憩時間	<p>週の勤務時間：27時間30分</p> <p>1日の勤務時間：原則9時15分から15時45分まで</p> <p>ただし、業務の都合により、8時45分から17時30分までの間において勤務時間を割り振ることがあります。</p> <p>休憩時間：正午から午後1時まで（60分）</p>
給料等与	<p>月額184,231円から195,863円（地域手当を含む。）</p> <p>※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与</p>

	月額を決定します。
期末・勤勉手当 (賞与)	年間で給与の 4.65 月分（6 月・12 月に各期 2.325 月ずつ）を在職期間等に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（上限：月 55,000 円）
その他 諸手当等	福岡市の条例、規則等の定めるところにより支給する。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇（1 年間に最大 20 日）を付与 その他、介護、育児等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用あり
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償します。
服務	地方公務員法における服務に関する各規程が適用されます。（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給日：毎月 20 日 ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募方法等

提出書類	<p>① 令和 8 年度採用福岡市自立支援給付審査・指導員用試験申込書（「記入上の留意点」参照）</p> <p>② 医療事務技能審査試験、診療報酬請求事務能力認定試験又は同等の資格試験に合格したことを証明する書類の写し</p> <p>③ 受験票の送付用封筒（長形 3 号） 110 円切手を貼り、氏名及び住所を明記してください。 (書類審査の合否通知を通知するために使用します。)</p> <p>※申込書は、福祉局障がい施設福祉課（福岡市役所 12 階）、情報プラザ（福岡市役所 1 階）、各区福祉・介護保険課、入部・西部出張所で配布します。</p>
受付期間	令和 8 年 2 月 10 日（火）～2 月 27 日（金）【必着】
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送又は持参 ・封筒の表に「自立支援給付審査・指導員 採用試験申込書 在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記してください。 <p>※持参する場合は、平日の 9 時から 17 時までに下記提出先に提出してください（土曜日、日曜日、祝日はお受けできません）。</p> <p>※受領後、内容確認の上で電話連絡いたします。郵送後 3 日以内に連絡が無い場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。</p>

提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市福祉局障がい者部障がい施設福祉課 施設指導第 2 係
-----	---

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から 1 か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市福祉局 障がい者部障がい施設福祉課 施設指導第 2 係

T E L : 092-711-4249 F A X : 092-711-4818

メール : syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号